

議案第121号

公の施設の区域外設置に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

公の施設である江戸川区の特別区道の一部を葛飾区の区域内に設置することについて、協議する必要があるので、本案を提出いたします。

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定に基づき、別紙協議書のとおり江戸川区の特別区道の一部を葛飾区の区域内に設置することに関して江戸川区と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

公の施設の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により、江戸川区の特別区道の一部を葛飾区の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

江戸川区長 斉 藤 猛

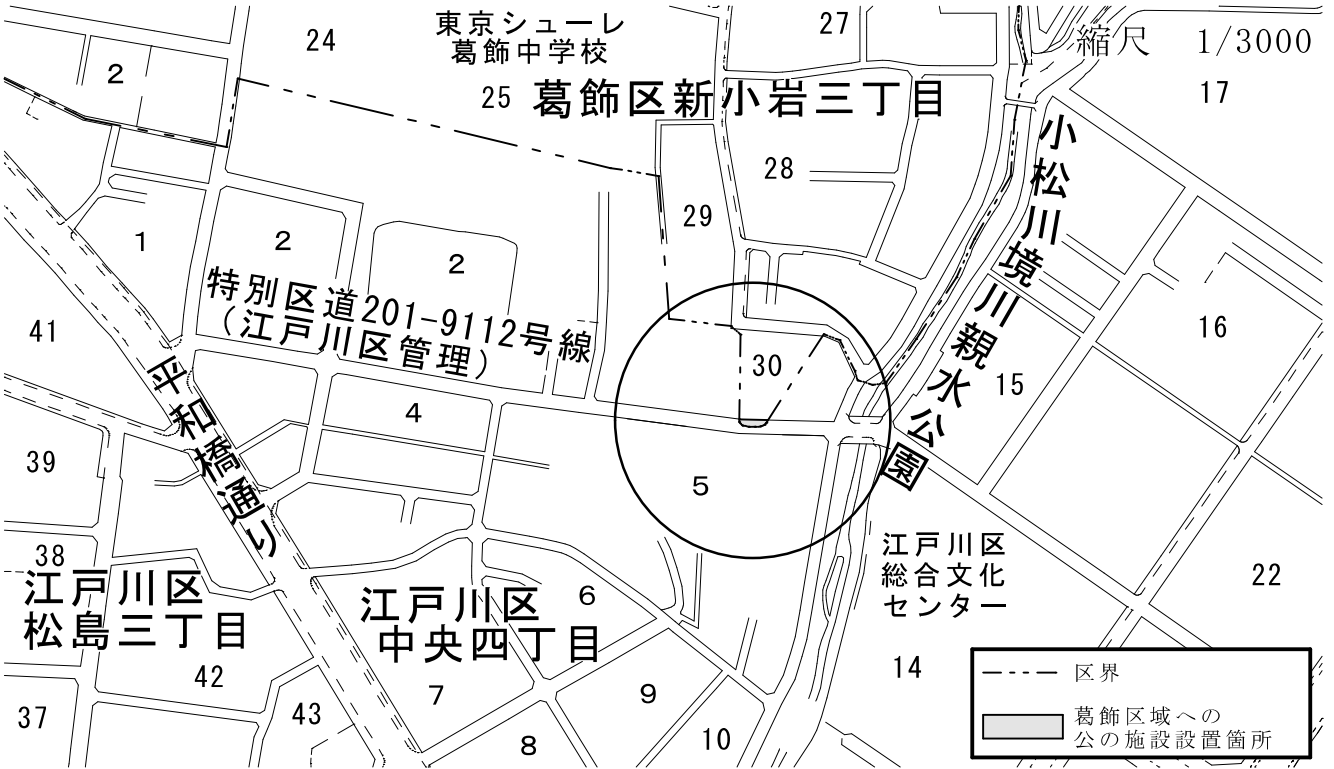
葛飾区長 青 木 克 徳

記

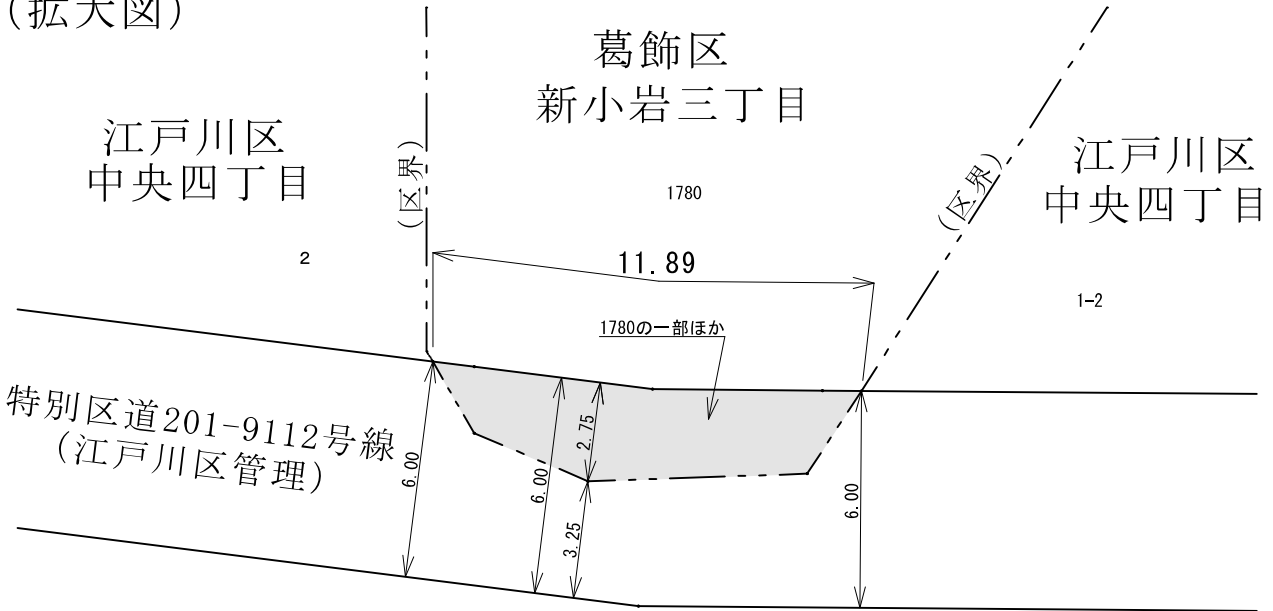
- 1 施設の名称 特別区道 201-9112 号線（江戸川区管理）
- 2 設置の場所 葛飾区新小岩三丁目 1780 番の一部ほか（位置図のとおり）
- 3 経費の負担 施設の設置及び維持管理に関する経費は、江戸川区が負担する。
- 4 そ の 他 この協議書に定めのないことについては、その都度両区で協議を行い定めるものとする。

位置図

縮尺 1/3000



(拡大図)



幅員 0 ~ 2.75m
延長 11.89m
面積 24.98m²

江戸川区
中央四丁目

設置区域

路線	特別区道201-9112号線 (江戸川区管理)
縮尺	1/200